

亀岡市立別院中学校長の懲戒処分事象について（報告）

1 被処分者

亀岡市立別院中学校 前校長 木村 茂

2 処分の内容

2月3日付け懲戒処分 免職 ※京都府教育委員会決定

3 事象の概要

本事象は、前校長が令和4年9月上旬から10月下旬にかけて、校長室内にある金庫で保管管理をしていた生徒会費や学年会計集金の現金など、公金に準じて取り扱うべき現金を、延べ15回程度、合計22万円を横領したものです。

加えて、12月には別院中学校閉校に係る記念冊子のイラスト寄稿謝金3万円を横領したものです。

4 事象が発覚した経緯

令和5年1月11日（水）に京都府教育委員会に横領を通報するメール送信があったとの連絡が京都府南丹教育局からあり、翌日12日（木）、13日（金）に学校関係者から状況把握を行ったうえ、16日（月）に被処分者から事実確認をした際に、準公金横領について自ら述べて発覚したものです。

5 再発防止策

○学校のすべての教職員を対象とした公金等の取り扱いに係る研修を実施します。

○集金方法の見直しなど、公金等の取り扱いにおける安全性と確実性を担保するシステムを構築します。

6 その他

亀岡市教育委員会 教育長 神先 宏彰

2月3日付け 戒告処分 ※亀岡市長決定